

論評: 宮台真司 1983『行為理論の再構成 ～規範論的視角～』

橋爪大三郎

これほど浩瀚な論考を前にしたとき、ひとは何を想うだろうか? それが「意味的定在」であるという事実以上に、その「物的定在」の重量をまず感じてしまわないですますることは、おそらく至難である。

私が宮台氏の上述の傍工論文(東京大学大学院社会学研究科)を論評するにあたって、念頭に指したの、つぎの2つのことである: 第1に、宮台論文に流れる vivid な面白さを、私も共有し、それを損うことの良しようつとめること。私は宮台論文を、きわめて面白く読んだ。その重量が持ちこたへに不便であるという点では苦勞したが、読みすすむのに苦痛を感じることはなかった。殊に、最初に時間をかけて通読したときなど、そのスリリッな展開に、少くから興奮をみせたほどである。ある程度以上の分量の文章というものは、書く方も読み手以上に楽しんでいないと、とてもではないが書ききれないものである。その11冊、分量はさすがにそれだけで貴重であるから、私はしばしば行われる分量を賤める見解には与しない、しかも、本で算めるどころか、準備稿をかたりに切りちぢめてこれだけであるのだから、なおのことである。宮台氏は、この論文の執筆を通じて、極めて幸せな状態にあったと言えよう。

第2に、原論文がこれだけ長大なものであるだけに、私の論評は対照的に、要点を断ったコンパクトなものになければならぬこと。宮台氏の論旨の展開は、能筆であるだけに、副線や枝葉も多く、全貌を見渡すのに骨が折れないこともない。そうした饒舌な書きぶりの部分が多、併に贅力的であるのはたしかだが、私は当然にもそれらと切りきって切りすて、骨組みだけにしよう。という禁欲をえらぶべきなのである。

宮台氏の論文を読んでもおられない読者のために、その目次の全体を再録しておこう。それは、この論文の構成について、必要かつ十分な見取りを与えてく

れるはずである:

序章 (第0章)

0.0	何故、今「行為論」なのか?	1
0.1	役割理論と、エスノメソドロシ	11
0.2	行為理論としての理論言語学	23
0.3	行為理論としての言語行為論	59
0.4	diadic model は分析単位ではない	131

第1章 基礎論

1.0	<規範の3層構造論>の骨子	195
1.1	<規範I>論の基礎論的骨格	207
1.1.0	序	207
1.1.1	<役割>概念の定礎	207
1.1.2	<情友>概念の定礎	234
1.1.3	<規範II>概念の定礎	238
1.1.4	遠近如理をめぐる<規範I>の令解	262
1.1.5	<規範II>と自由	284
1.2	<規範II>論の基礎論的骨格	293
1.2.0	序	293
1.2.1	<規範II>の2種と<効力図式>	297
1.2.2	<効力図式>の内容的展開	308
1.2.3	<心的自己把持>及び<心的他者把持>	324
1.2.4	<無人称脈絡>について	419
1.2.5	結	441
1.3	<規範III>論の基礎論的骨格	449
1.3.0	序	
1.3.1	<核的発話行為>の形式性	480
1.3.2	<核的身体行為>の形式性	531

第2章 技術論

2.1	技術論の準備作業	581
2.1.0	序	581
2.1.1	橋爪理論の検討	581
2.1.2	<核的身体行為>水準の形	

	式性<核的発話行為>	
	水準の形式性の関係	588
2.2	行為理論的技術論	623
2.2.0	序	633
2.2.1	道具論	635
2.2.2	技術の本態論I	644
2.2.3	技術の本態論II	685

第3章 人称論

3.0	人称論へ踏み出す	723
3.1	人称図式の定礎	724
3.1.1	1/2/3人称価の分化	724
3.1.2	単/複人称価の分化	745
3.1.3	結	764
3.2	<行為人称図式>	766

第4章 法規範論

4.0	法規範論へ踏み出す	824
4.1	法的発話と非人称化	829
4.2	発話内容の予料帰属	859
4.3	法的形象の概念規定	890
4.4	法的発話の種別戦略～法的変遷～	910
4.4.0	序	910
4.4.1	原初的立法	912
4.4.2	高文化の法	941
4.4.3	実定法	1001
4.5	SUMMARY	1048

第5章 行為の自己言及性論

5.0	自己言及～決定不能	1051
5.1	Russelのパラドクス	1053
5.2	Gödelの不充足性定理	1061
5.3	Tarskiのパラドクス	1084
5.4	社会空間の言及的循環	1094

5.5 行為空間の言及的循環	1150	文献表	1271
5.5.1 <カワ図式>と言及的循環	1150	あとがき	1307
5.5.2 Bateson [1956]を用いた実証			
A	1185		全 1321頁
5.5.3 語用論に於ける自己言及性	1205		

この論文のなかで、私のペーパーが随所で批判的に言及されているのは、光栄である。私の議論の役回りは、あちこちで顔を出してはモグラ叩きよろしく叩かれて引込む、という狂言回しのようなものであるらしいが、それはそれで結構なことだ。

細かい論点になるのでいちいち立ちいらさなければならぬ。私からみると、私のペーパーに対する批判の多くは、私の記述のつたなさがあるいはささやか反理解の喰いちがいに起因するものであって、おおむね私の趣意を発生させる方向で解決ははかられている、と映る。機会があれば、喰いちがいをただして、両者の議論の整合をはかりたいものである。

さて、本稿では、宮台氏の意向も汲んで、ありうべきテーマのなかから論点を2つにしぼって、考察を試みよう——

- (1) 宮台論文の骨格をなす、いわゆる《規範の3層構造論》が、妥当でありかつ納得的であるかどうか、
- (2) その応用展開例である、《法規範論》の論理構体が、法理論をロバーとして適切であるかどうか。

目次と対照すれば判明であるように、論点(1)は第1章(195-580頁)の、また、論点(2)は第4章(823-1050頁)の検討に相当する。

*

第1点、《規範の3層構造論》について、考察しよう。その主張のあらましを、次頁に表として掲げる。

ここで当然にも問題となるのは、このよつな《規範I》/《規範II》/《規範III》は、①相互にどのような原理によって区画され、切り分けられているの

規範 III	規範 II	規範 I	名称	機能	下位区分	従来の妥当分野	違背の様態
適格性規範 〈規範II〉による行為の〈異相〉 的覚識の与件となる〈核的行為〉 の(外相的異相)形式性支配出 ・了解するためのアルゴリズム (449頁)	適切性規範 一定の条件[=効用条件]の充足 に対して一定の〈行為役割〉の 認知と割り当てアルゴリズム (293頁)	適合性規範 現に意識されている、①或る人称 (=役割的定任)の〈役割〉及び ②〈情況規範〉の一定の値に対応 して、当の人称によって発効(operate)されるべき行為の③〈 行為役割〉と、表象(=辛料)で 示すアルゴリズム(238頁) 行為遂行と争う規則(196頁)	定義	3解の図式として用いられる二 とがある。 選定領域(=構造)の開示と反可	平面的規範I (平面的辛料) 価値規範I (価値規範の辛料)	役割理論	「逸脱行動」
〈核的身延行為〉の形式性支配、無 限かつ自在に実現しよう、「有限一 群列メカニズム」	効用図式: $Y=f(X)$ $X = \begin{pmatrix} X_a \\ X_b \\ \vdots \end{pmatrix}$ X_a : 核的行為 X_b : 規範的		機能			役割理論	「逸脱行動」
			下位区分			役割理論	「逸脱行動」
			従来の妥当分野			役割理論	「逸脱行動」
			違背の様態			役割理論	「逸脱行動」

か、②そのように切り分けられるべき、総体としての規範が、社会理論の広か
どどのように構想され、位置づけられているのか、の2点である。

宮台論文の長大な行論にただちにつき従って以上の論点を切りわけていくのは、
細部に足をとられるばかりでかえって賢明でないようにも思われるので、
はじめに、《規範の3層構造論》を成立させる、議論の源泉について、俯瞰的
な見取りを与えておこう。そこには、多様な立論が交錯しているのであるが、
私はそれらを、概括的に4つにまとめられるのではないかと考える。すなわ
ち、(1) 覚識主体相関主義、(2) 行為のアルゴリズム観、(3) 規範の予料理論、
(4) 行為の脈絡論、である。(これらの名称は、便宜上ここで私が勝手に突出
したものである。) 典拠にあたりながら、これらを順に一覧するならば、宮台
氏の立論に対する理解は格段に深まるであろう。

第1に、覚識主体相関主義について。「覚識」という用語からも推察される
ように、この立論は廣松渉の一連の仕事にふまえていいる。ただし廣松よりの直
接の影響関係はさほど顕著でないようなので、ここでは、廣松を經由して導入
されている、20世紀現象学 (phenomenology) の問題構域全般を想起してもらっ
た方がよい。この論文との関連でいえば、そのポイントは、事象がパースペク
ティヴと相関的にしかあらわれぬ、という事実の確認である。現象学はこれ
を、主体 (sujet) を現象へと還元する、解体の戦略として駆使するわけだが、
宮台氏はこれを、やうするかわりに、(哲学的に言えば破格であることわっ
たうえで) 行為を説明するためのモデルとして用いている。その成果は、第3
章「人称論」底下に集中的にまとめられている。

宮台氏がこのような接近を採るにいたった縁は、彼が規範論を手かけたこ
とにある、と思われる。私は未見であるが、彼の卒業論文であり、今回の論文
もその続編であるとしてそこかしこに言及されている、『役割理論の検討〜
typification 視点からするその拡大再編成〜』(1981)において、彼は役割理
論を規範論的に再構築することを試みている。その鍵概念は〈役割〉であるが、
そこで開発された一連の概念構成は、今回の行為理論においてもほぼ踏襲され
ている、と言えよう。

規範は、個体の心的内容を構成しながらも個体に帰属しきらない、というい

みで、古典的互主客図式にとっ^{トポロジカル・ビュー}こは論争的^{トポロジカル・ビュー}主題であった。遁走する規範(な
し、心的内容における理念性)を、廣松は etwas mehr として拘引する。かか
る規範を主題的に考察することは、「社会的事実」あるいは「集合表象」を固
有に論究の対象として照準した Durkheim を始祖としてあおぐ社会学にとって
は、まったく正統な作業であると言ってよいであろう。ただし、規範論を展開
するについても、覚識主体相関主義までも引きよせることはない、というの
が私の考えである。覚識主体相関主義とは、古典的互主客図式の与える主観(主
体)絶対主義に対するアンキテーゼとして導入されたものであり、認知主観
を相対化する契機としては有効である。しかし、行為の成立を、行為当事者/
行為相手/行為第三者のいずれが覚識主体であるかに応じて識別する一方、行
為自体には「間身体的」という規定目を付すごとき、宮台氏の論旨の構成には、
疑問がのこる。それは、行為論の認知主義的な構域であって、行為の規範的=
制度的成立からはかえって視線を外らせることになるのではないかと、と案ぜら
れるゆえである。

第2に、行為のアルゴリズム観について。《規範Ⅰ》〜《規範Ⅲ》の定義(第4
頁の表参照)に明らかのように、行為に関わる一連の規範は、いずれもアル
ゴリズムたることが主張されている。

宮台氏自身が序論をたくみに紹介しているように、このアルゴリズムの概念
は、直接には Chomsky 以来の理論言語学を出自とするものである。Chomsky は、
Turing 以来の計算数学、とりわけ帰帰関数論 (recursive function theory) に範
を求めて、生成文法 (generative grammar) のモデルを樹立し、人間の言語
活動に見出される統辞論的な秩序を説明することをはじめて成功した。宮台氏
の行為論も、明らかにこの成果に学ぶものである。それは、人間の行為一般が
発語行為を(集合論的に)真に包含する、という見あいを二えて、行為一般
の研究が文法理論と同様の体裁をとるべきである、という主張にまですすんで
いる(たとえば、序論の0.2節をみよ)。この、発語と行為との並行観は、と
くに《規範Ⅰ》、《規範Ⅲ》をめぐって顕著なのであるが、詳細は後段の論述に
ゆだねよう。ここではただ、アルゴリズムを書きだすタイプの理論が、操作主
義を方法的特徴としたかつての行動主義の、もっとも現代的な形態であること
を確認してみれば足りる。Chomsky の理論が言語学における(母式互)行動主

義を打破した、というのがその証拠であり、外的規準にあわせて出力たる言語を生成するメカニズム（文法）を改変していこうとする規範論的なアロー干渉をとることが、そのもうひとつの証拠である。この立場は、さきの賞讃主体相関主義と、さしあたり何の関係もない。

第3に、規範の予料理論。この議論は、Luhmannが『法社会学』において展開したものであって、伝統的な存在(sein)/当為(sollen)の対立を克服し、当為の体系である社会の規範的秩序をじかに科学的説明の対象とすることを企図している。その接近は、基本的には行動主義的なもの(学習理論)であり、学習の特殊場合(すなわち、違背によっても予期が修正されない場合)として規範を固定する。規範に客観的=操作主義的定義を与えようとするLuhmannのこの首魁には、非凡なものがあるが、同時に、Hobbes→Parsons→と継承されている「規範解の誤謬」*にちなむ危険をも併せもっている、と言わねばなるまい。

* 恒松直幸・橋爪大三郎・志田基与師 1982 『Parsonsの構造-機能分析～彼自身による展開/その批判的再構成～』、『ソシオロジス』6:1-14。とくに2~5頁を参照。

宮台論文は、全篇を通じて、Luhmannをきわめて高く評価しており、また特にその法規範論においては、規範の予料理論にも頁うところが多い。この関連で注意すべき点は、論点(乙)において扱うことにする。

第4に、行為の脈絡論について。この議論は、Austin, Searleを代表者とする、発語行為論(speech act theory)の系譜を継承するものである。

発語行為論は、後期Wittgensteinを祖とする日常言語学派の問題構成に対する批判として登場したもので、発語の仕組みを、たんに言語内在的・分析的にとらえるばかりでなく、その行為としての側面において(脈絡において)もとらえようとするものである。このアロー干渉は、生成文法派の手による言語の形式的分析に対しても、一定の影響をもった。

行為をその脈絡(context)において問題とする《規範の3層構造論》は、この発語の脈絡論を下敷きにしてしている。行為の分析は、発語行為論の提示する言語分析との並行関係において、思いえびかれる。こうして展開する行為の脈絡論においては、まず、行為の《核》と《脈絡》とが分離される。行為の《核》

はそれ自身の形式性において解明される準位(《規範Ⅲ》)をもつ一方、それを行為として‘発効’させるにいたる、脈絡との遭遇の準位をももつこととなる。《核》と《脈絡》とが会うところに行為の《効力》がうまれるのであり、行為の《効力》とその《核》とは区別される。

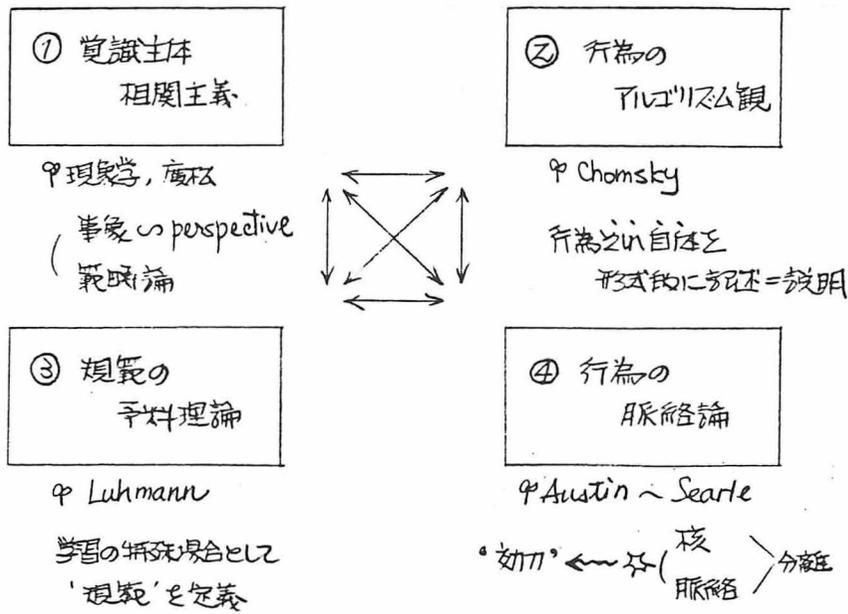
このような行為の脈絡論は、先述の行為のアルゴリズム観とも、ささやかならぬ齟齬をみせているはずである。なぜならば、発語行為論は、発語の脈絡を、発語を支配する文法的なアルゴリズムにはくくりこむことのできないう茫漠とした括りとして考へがちであるのに対し、《規範の3層構造論》は、ここにも積極的なアルゴリズムを築出することも目指すからである。

さて、以上要約的にのべてきたように、宮台論文には、いくとも4系統の、異なる観点が交錯している。これらは元来、相互になじみのあらずもよくない、それぞれ独自の起源を背景にした発想法なのであって、にわかには統合しがたいと信じられる。これらの観点は、宮台論文のなかで、いかに織りあわせられ、ひとつの方法へまで高められているのだろうか？ この疑問が、一読後、まず私の脳裏に浮かんだことであつた。この疑問に対する回答は、《規範の3層構造論》を詳細に検討するなかから見出されるしかない。私は、いまなおこの議論の細部を詳細につかむにはいたっていないので、これに否定的な回答を与えるものではないが、再読・三読ののちも、方法の統一性について寂然としないうものを残している、とだけおぼえておこう。

背景となる諸観点については、算入をかねてひと通り紹介がすんだので、いよいよ《規範の3層構造論》をめぐる中心的な論点にたちいるとしよう。すなわち、ここでいう3層——《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》——相互の縫接は、どのように立論されているであろうか？ 単純なことばで言いかえるならば、どのような根拠によって、規範は3つにわかれる(3つにしかわかれないう)ということが主張されうるのだろうか？

いちどきにこの論点を見通すことはむずかしいので、2つのステップに分けて考えよう。まず、《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》は、どのような根拠で区分されているか？

《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》の区分は、基本的に、Searleの“regulative rules”



/"constitutive rules" の区分を踏襲したものである(86-87頁ほか)。“regulative rules”/“constitutive rules”の区分は、少なからぬ論者のあいだに異論をのこしているものの、ルール階層的な分類原理としてはきわめて有用な第1着である、と考えられよう。すなわち前者は、明示的な法や統治権力が人々に及ぼす拘束的な規範(禁制)の相に対応するのに対し、後者は、そうした拘束的な規範(禁制)の網が絡めとっている個々の行為を、その内側から支え、成立させている内在的な規範(秩序)の相に対応するものであるから。しかし、こうした対比の単純な明快さは、《規範の3層構造論》の場合には曇らされているように思われる。

《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》の区分が多少とも理解しづらい理由のひとつは、その区分が“regulative rules”/“constitutive rules”の区分にまさしく相当するのだと考えてみたとしても、“constitutive rules”にあたる部分が《規範の3層構造論》では《規範Ⅱ》《規範Ⅲ》の2つにわかれてしまっていることであろう。そのため、《規範Ⅰ》と《規範Ⅱ》とを見比べただけでは、いかなる原理が対比されているのか見えにくくなっている。

しかし、もっと大きな理由は、宮台氏が《規範Ⅰ》に認知的予料をも含めていることである。これは先述の、意識主体相関主義(①)の問題構成に、行為のアルゴリズム観(②)にもとづく接近をひきよせて立論したためであるうかと思

われるが、行為に関わる認知一般をおしなべて《規範Ⅰ》に帰属させてしまう結果となるであろう。

《……《規範Ⅰ》が指定してくる予料が、認知的予料であるか規範的予料であるかに応じて、《規範Ⅰ》は2つに分類されることが出来る。そこで、我々は、《行為役割》の認知的予料をもたらすような《規範Ⅰ》を、特に、《予理的規範Ⅰ》と呼び、《行為役割》の規範的予料をもたらすような《規範Ⅰ》を、特に、《価値的規範Ⅰ》と呼び、ことにしよう。》(275-276頁)

これは、“規範”の観念の不必要な拡張であるばかりか、《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》の区分の正当性を破壊してしまうのではないかと危惧される。

《規範Ⅰ》に認知的予料を含めてしまうと“規範”の観念の不必要な拡張になる、というのは、単純に考えて、《規範Ⅰ》の外側にはもはや何も残らなくなるからである。上掲の引用箇所は、平たく言えば「ワタシハ(アナタハ、カレハ)……ヲシナケレバナラナイ」という予料のほか、「アレハ……ヲシテイルトゴロダ」というたぐいの認知作用をも、《規範Ⅰ》に含めることを宣言している、と解釈できよう。(行為に関わる)認知作用がすべて“規範”であるというのでは、なぜそれを改めて“規範”とよび、概念化をはからなければならぬのか、まったく理解しがたい。また、たしかに認知作用のなかにもなにほごかの“規範”性(たとえば、範疇的寛裁)が内在しているようだが、その種の“規範”性は、むしろ《規範Ⅱ》《規範Ⅲ》(“constitutive rules”)の側で扱うべきものである。

実際、《規範Ⅱ》《規範Ⅲ》に目を転じてみると、そこにも認知的な語要素が多く含まれている。《規範Ⅱ》の場合には、その実態である《効力図式》とそれ自身が、《人称脈絡》における一連の《役割》(=カテゴリー)、《無人称脈絡》における一連の《範疇》を入口とし、《一定範疇(行為役割)の〈置身体行為〉の発効》を出力とするところの、写像を考える、という範疇論的な(それゆえ認知的な)構成をとっているわけであり、また、《規範Ⅲ》の場合には、《〈核的身体行為〉の形式性》を実現するメカニズムのうち、《身体自己把握》《身体図式》《身体図式の座標変換》などの重要な概念的構成部分が、認知的に(あるいは認知の契機を濃厚に含んで)構成されている。

このようであってみれば、《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》が区分される根拠は、な

かなかに理解しがたいものとなる。《規範Ⅰ》は、認知的予料を含むゆえに、Luhmann の‘規範’概念を逸出している。Searle の区分は、レベルの分類であり、認知についてはとくに問題としない（それゆえ簡明である）のにひきかえ、《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》は（認知を含んだ）アルゴリズムの階層を考えているのであるから、たとえ経験的な対応物としては Searle と同じ事象の識別を念頭に指しているのだとしても、同様の簡明さは期しがたい。認知の契機が区分の片側（たとえば《規範Ⅱ》《規範Ⅲ》）にだけ見出されるのであれば、また解釈の余地もあるが、これも必ずかしく、また認知のロジックに内在してもこの区分を導出するのは無理である。（‘規範’があるから‘規範’を認知する、ということば考えられても、ぎゃくに認知が‘規範’をつくりだしてしまふ、と考えるわけには（少くとも《規範Ⅰ》のレベルでは）いかなない。

《規範Ⅰ》/《規範Ⅱ》の区分に関する私の理解を結論的に要約すれば、(i) Searle の問題を継承するという見みでも、この位置に、識別線をおくことは適当である、(ii) かつ、《規範の3層構造論》の与える区分の根拠は、あいまいである、(iii) とここで、少くとも《規範Ⅰ》からは認知の契機を抜き去り、概念を再構成したほうがよいのではないか、というものである。

つぎに、《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》は、どのような根拠で区分されているか？

《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》の区分は、基本的に、Austin の “locutional act” / “illocutional act” の区分を踏襲したものである。より詳細にいうならば、Austin の区分に対応するのは、《核的行為》/《間身体行為》の区分であり、《核的行為》に関しては《規範Ⅲ》が、《間身体行為》（≡《核的行為》と《脈絡》との適切な複合）に関しては《規範Ⅱ》が、関与するといふ。

《核的行為》/《間身体行為》の概念的な対立関係は、Austin [1960=1978] が定式化した、「発語行為/発語内行為」(locutional act/illocutional act) の概念的な対立と、類似したものであるといふことが出来るだろう。》(309頁)

このような理解を特徴的に要約するならば、それは、発語と行為との並行観 (parallelism) とよぶことができるであろう。《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》の区分は、明らかに、(間身体)行為が一般に、発語行為の場合と同様、核と脈絡とをなしている（と考えることができる）か否か、にかかっているからである。

発語行為の場合と同様、いやそれ以上に、行為一般の成立に脈絡が関与する（場合が多い）こと、これはたしかである。したがって、宮台氏が、《(間身体)行為》を、《核的行為》と《脈絡》とに分解して考察しようとするのは、根拠のある着眼点と言ってよい。

しかし問題は、発語行為と行為一般との並行関係が、それほど興行きのあるものとは必ずしも考えられていない点にある。脈絡においては、両者は比較的類似しているかもしれないが、肝腎の核において、両者は入だたりをみせてくる。

《核的行為》とは、ひとことでは、＜効力図式＞によって＜契機＞的自覚識と与えられるところの対象的自覚としての、身体の物理的な挙動に、担当するものである。》(308頁)

《この核的行為の刻む形式性には、2種のタイプが存在する。ひとつは、互いに示差的に対立し合う有限個の意味単位（形態素、記号）の集合の要素を（有限個）排列することで、より大きな意味単位を（無限種類）つくり出すための規則（=文法 grammar）が与える形式性（文法性及び有意義性）として、存在している場合である。もうひとつは、上記の如き明示的文法をもたない、単に互いに対立する外形的な形式性としてだけ、存在する場合である。

前者のような形式性を有する核的行為を核的発語行為と呼ぶ。これに対して、後者のような形式性を有する核的行為を、核的身体行為と呼ぶ。》(466頁)

この議論に明らかたように、《核的身体行為》は定義上、文法（の担当物）を併たない。とすれば、《(間身体)行為》における核と脈絡とは、何を手掛りにして相互に分離するのか？ Austin は、脈絡に依存しない核の部分に内在する秩序（文法）の解明を、安心して言語学に任せることができたが、行為一般の場合には、とうはいかない。ここに、発語と行為との並行観の乱れを認めることができよう。

《規範の3層構造論》は、発語と行為との並行観にたっかかりは、《核的身体行為》の同一性をいかに認定するかという問題、すなわち、核的身体行為の固定問題に直面することになる。《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》の区別を根拠づけようとするかまじりは、行為秩序に内在的に、《核的身体行為》がいかんものであるかを規定できなければならぬ。

《規範Ⅲ》は、どのように乖離・抽出することができるだろうか？ もしもここで、行為の脈絡を用いることになれば、それはすなわち《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》の区分が成立しなげたいことを、直接証示してしまったことになる。したがってこれは採れない。また、《核的身体行為》にはもともと「文法」が知られているというのだから、それをとりだせるはずもない。このような次第で、《規範Ⅲ》の名のもとに、向を念頭におけばよいのかは、理解のむずかしいところである。実際、論文のなかでは、先行研究の再整理を手がかりに、《自動化行為》《身体図式》などの概念が論じられているが、それらは《規範Ⅲ》の実態であるというよりも、むしろその部分品にすぎないようである。

それ自体において論じえない事象の秩序を考へるには、それが何か別の秩序と照応している、とでも想定するしかあるまい。さしあたりの可能性は、つぎの2つである：

(1) 行為 ⇔ 言語の照応仮説 (橋爪・亘説)

(2) 行為 ⇔ 心的過程の照応仮説

前者は、行為秩序と言語の秩序とがある様相において照応している、と想定するものである。私は、この説の立場から、行為への言及可能性、行為の言表可能性、という概念をたて、また亘明志氏は、これをさらに言語・行為の両層格において立論する「行為の格理論」を展開した*。これらを今日でも、私は有用な第1歩であると考えている。

* 亘明志 1979 「行為の記号論Ⅰ」、『ソシオロギス』3:122-133。

しかるに宮台氏は、この仮説を採らなしい、という。その理由は定かでないが、原因の一部に、私ならびに亘氏の所論に対する誤解ないし誤みちがえが含まれているとするなら、残念である。

宮台氏がそのかわりに採用するのは、後者、すなわち、行為 ⇔ 心的過程の照応仮説(の一部)である。《知覚》《表象》《自動化》などの位置づけに、それがあらわれている：

《核的身体行為》には《核的行為者》自身による運動行程の知覚が同時に伴う：

これを《身体自己把持》と呼ぶ。》(568頁)

《核的身体行為》のなかには、《核的行為者》自身による運動行程全体の先行的表象を伴うものがある：これを《身体行為表象》と呼ぶ。》(569頁)

《一定の核的身体行為》への習熟により、運動行程の全体に対する逐次的な注意の集中——《身体行為表象》と《身体自己把持》との対照による制限——が相対的に不要になる：これを行為の自動化と呼ぶ。》(570頁)

… …

だが結局のところ、心的過程はそれ自体観察可能でなく、その形を探索する作業は再び行為の外形の側へと投げかえされてしまうだろう。

私の考えでは、行為秩序の内部に、脈絡とは明確に区別される核を固定しようとする試みは、成功しなしいであろうし、また不必要であろう。たしかに行為の成立を根拠づける秩序 (Searle の “constitutive rules”) のなかには、より全体的で、脈絡により多くを依存するタイプのものから、より要素的なものまで、さまざまな段階が含まれている。宮台論文は、従来あいまいであったこの事情を、かつてないほど精緻に検討した。それはひとめつつも、私は、これが《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》のように明瞭な区分をなすものではなく、もっと連続とした連続的階梯であると考えているほうが、1次近似としては的確ではないか、と思う。

《規範Ⅱ》/《規範Ⅲ》の区分に関する私の理解を、重ねて、結論的に要約しておこう。(i) Austin の問題を尊重するといういみでは、発語行為に話と限定するなら、上記の識別は有効である、(ii) しかし、行為一般について、明瞭な層別をなす2つの規範をここに想定することは困難である。(iii) それは、行為の形式性が脈絡へ漸着しており、脈絡から切り離された核によって固定することができないことにもとづく、(iv) したがって、この部分の行為・規範論は、もっと多面的・立体的に行為形式の実態を扱っていったほうが、生産的であろうと思われる——

さて、以上で、《規範の層構造論》にややたちいった検討を加え、そこで提案されている規範の区分の根拠について、批判的に考察してきた。その結果、主張されているように規範を3層に区分することの妥当性について、必ずしも納得できない点があるが明らかとなったが、このことはさらに、宮台論文における《規範》概念についての溯及的検討に、われわれをさしむける。

私が宮台論文において抱く疑問の最大のものは、論文の主題である行為分析の課題と、その方法である規範論的視角とが、どのように接合しているのだろうか、という疑問である。たしかに、行為は規範によって存立させられており、規範抜きには可能であるまい。そのいみでの規範を概念的に確定する議論は、かならずや行為論に有益である。しかし、《規範の3層構造論》が3層に切りわけてみせた規範の概念の全体性は、行為秩序を確立するはずの規範からはやはずれた場所、とう、たとえば覚識主体相関主義にひきよせられた認知論の領域に、陥かれてしまったように思われる。極言するならば、規範とは、(すでに存在する)行為にかかわる、認知の枠組みのように捉まえている。

行為にかかわる規範とは、第一義的には、事実として展開していく行為を内部的に支配する秩序であるはずなのに、なぜそれがのこらざる心的過程におきかえられて論じられなければならないのか、わからぬ。(事実に関わる秩序を心的過程に写像すれば、その写像の多義性から、議論は当然にも覚識主体相関主義の祖をみびる。)

ではまたぎやくに考えて、行為論において規範論を構成することは、可能だろうか？

宮台論文の、行為のアルゴリズム観が準拠しているように、言語学は、発語のアルゴリズムを書きだしている。これが規範論でありつるのは、(i)規範——発語行為をつかさどる形式性——が、相互作用を通じて、あらかじめ各個体書きこんであり、(ii)実現される形式性が、相互作用や脈絡に依存しないから、である。あるいは、言語学の理論は、そのように限定を付された限りの形式性(文法)に注目している。したがって、単離した身体の挙動を考察することにおいて、十分に規範論たることのできたのであった。

このような発語のアルゴリズムに匹敵すべき、行為のアルゴリズムがあるのだと考えよう。《規範の3層構造論》がみとっているように、行為秩序には脈絡が深く関与している。それのみならず、脈絡から分離抽出されるはずの、核の存在さえ疑わしい。宮台氏は、二の問題領域(《規範I》《規範II》)の扱う領域を、行為の脈絡の成立(認知)に関する秩序として、認知論の側に回収することを試みた。たしかに行為は、二のような認知にひきよせられることで、それとして効力をもち(発効する)ように反る、という事実がある。この事実

の認定にかかわる秩序を、宮台氏は、脈絡のなかに拡張するかにみえた行為にかかわる、より上位の規範として、定式化したのである。こうして、《規範の3層構造論》のなかでは、《効力図式》——行為のアルゴリズムに関する認知論的仮原理——が中心的な位置を占めることになった。

《規範I》《規範II》として別出されたのは、たしかに、社会的な行為の成立に深く関与する心的過程の一連の秩序である。それら抜きには、行為は不可能であるだろう。だが、二のような心的過程の秩序を、社会学的な術語として「規範」とよぶとすれば、それはこの語の通常の用法からの逸脱になるのではないか、と思う。

「規範」の概念について、反省してみよう。それは、行為に見出される秩序一般をすべてさすわけではなく、行為する身体に、行為する時点ですでにして具わっている形式性、のことをいうのではなからうか？ たとえば、発語における文法や語彙項目は、明らかにそのようなものである。また、適切性条件や合法性の観念も、そのようなものである。

行為は、行為する時点で、直接に自らの形式を実現するならば、それは神の創造にも似た出来事であって、そこに規範のたこいる余地はない。(行為が二のような出来事の光茫をこどもめている場合には、そのたこりて、その行為を表現とよぶことが許されよう。)しかし行為は、自らの形式を、それに先行する数々の行為の系列のなかに垂らしこんでいる。どの行為も、すでに生起したさまざまな先行行為の積分的な効果としての形式性を、自らの秩序としている。この形式性は、行為の現在に対して、先決されているのであって、そのことを根拠に行為に対して「規範」として作用するのである。規範の行為に対する一方向的な(抗違背的な)規定関係は、二のような、行為の集合態における過去性として理解できるだろう。

これに対して、ある行為に対して real time に作用する規定性は、行為の集合態における現在性の問題である。これは、諸行為の相互拘束的な規定関係にもとづくものであって、行為の現在に対して先決しておらず、従ってあえて「規範」と呼ぶべきものでなからう。この領域は、今業論、ないしは行為の相互連関分析が担当する。

このように、行為の現在を拘束する規範は、諸行為の空間の全域(の部分)

をいわば積分経路としながら、その作用を發揮する。このような規範の高度に展開したものである。制度的な規範（《規範I》と外延的に重なる部分）があるとしよう。制度的な規範の位置は、微妙である。それは、いったん諸行為の同時的な相互決定（分業論）のロジックを経過しながら、そこに実現された行為（の集合態の）形式が、総体として、後続する行為の現在へと到達する仕方であるから。制度的な規範は、そのように固化された行為の集合態の域（形態素）に相当する。

《規範の3層構造論》は、《効力図式》において、制度的な規範にもとづく行為の発効を論じ、《規範I》において、かかる行為に対する規範的な予料を論ずることができる。しかし、これらは、いずれも、個々人の心的過程の内部で生じる事態（として、その結果、当該個々人の行為として実現される事態）にすぎない。かかる行為や心的過程の集合態に論及するロジックを、《規範の3層構造論》は用意していないように思われる。平た11ことばでのべてみよう。かりに、すでにして制度的な規範が成立しているとするれば、むしろのこと、規範的な予料もすぐさま成立するであろうし、また、制度的な行為の発効を論ずることも容易である。だがさかんに、（規範的な）予料（の集積）がどのように制度的な規範を成立させるにいたるかを論ずることは、さほど容易でない。それは、前の段落でのべた、微妙な問題である。Luhmannは、規範的な予料（のみ）にもとづいて法の理論を構成したとき、この微妙さをよく自覚していたであろう。

この微妙な問題領域を、制度論とよび互らば、規範論は、その上層部においては、制度論に接続し、そのロジックを包摂している必要がある。制度論は、認知論的な構成になじまず、そこへ回収することもできない、というのが私の見解である。《規範の3層構造論》は、この点において、最大の困難をかかえているのではないであろうか？

この、制度論の予可能性の問題は、じつは、すぐつぎにのべるもう一つの論点（法規範論の検討）と、密接にむすびついている。法規範とは、制度的な規範のなかで、代表的なものにはかならない。

*

第2点、宮台論文の第4章、《法規範論》について、検討するとしてよう。

著者自身によつて、宮台論文のなかでも最も独立性の高い部分であると語られ、分量だけでも優に220枚にあまるこの章は、それに先立つ《人称論的構造論》の章や後続する《行為の自己言及性論》の章といった諸章と併せて考えられるならば、確かに、法的規範についてこれまで出現した文献のうち、最も周到なもののひとつである。

さて、ここであらかじめ、私の結論的な見解を要約しておくのがよかるう：私は、宮台氏の《法規範論》における論述の、ほとんどすべてにわたって賛意を表する、しかし、法的規範の本質論としては、この《法規範論》の構成は不十分である、と考える。

このように考える理由は、宮台氏の《法規範論》が、人称論的な構成をとっていることにもとづく。人称論的な構成とは、それ自身、認知論的な構成の一種である。私もかつては、法理論の人称論的な構成を採ったことがあると言っているが^{*}、現在はそれと別個の構成をめざしており、具体的には Hart の議論を参照して、近く「法の言説分析」としてまとめる予定である。

- * 橋爪 大三郎 1978 「〈言語〉派法理論：要綱」、（未発表）。
- 1979 「〈言語〉派法理論：略説」、『ソマオロゴス』3:112-115。
- 1981 「法の記号論Ⅰ」、『記号学研究』1:95-106。

宮台氏の《法規範論》の下敷きとなつてくるのは、Luhmann の『法社会学』である。この点は、橋爪 [1978] と同じである。さらに宮台氏は、橋爪 [1978] をも参照しながら、方法として人称論的なロジックを組み立てる。Luhmann による法の語境階は、宮台氏によつて、奪人称化の戦略の一連の発展として解釈される。このように、宮台論文は、《人称論的な道具立て》(1014頁)を駆使することになるので、当然にも、その《法規範論》の冒頭は、在来の人称論の批判的な検討によつて開始されることになる。

人称論については適当な先行理論が見当たらずため、まず橋玉にあげられているのは、橋爪 [1978] [1981] の議論である。

《橋爪は、法的言説を、その非人称性によって、他の言説から区画することを試みた。しかし、……(中略)…… 残念ながら、それはかなわぬ試みである、というしかない。》(857頁)

このように結論するに先立って、宮台氏は、私の非人称概念を批判し、それに加うるに、《偏人称》《汎人称》《奪人称》などの新たな語概念を提案している。これらが、《法規範論》において、法的発話を基礎づけている。

発話の人称性についての宮台論文の見解は、行きとどいたものであり、同時に、橋爪[1978][1981]の趣意にも合致している。もちろん、かつての私の議論戦われば、宮台論文ははるかにきめが細かく、厳密で洗練されている。宮台氏の批判は、一部は私の議論の不十分さ、不用意さにもとづき、また一部は宮台氏のささやかな誤解や理解の行きちがいにともづくと思われ、さらに一部は両者の立論の差異にもとづくと云えよう。最後の点についてだけ敷衍しておけば、私の議論は、発話に関する了解論として構成されており、発話内容の帰属先という点での発話の主体の、人称論的な割りつけを問題とした。それに対して、宮台論文は、発話に関する述べ論として構成されている。このちがいはささやかなのであるが、前の二点と異なり、埋められぬ差異として残るかもしれぬ。

さて、宮台氏の《法規範論》の冒頭から、発話の人称性に関わる議論を抜きだして、われわれの理解を深めよう。

《行為当事者： 意識主体が、行為の第1次的な帰属を思念する人称。》(77頁、829頁)

《(核的)行為者： 核的行為が物理的に帰属している個体。》(829頁)

《(核的)発話者： 核的発話行為が物理的に帰属している個体。》(830頁)

後二者の定義にいう《物理的に》という規定句は、宮台論文の認知論的な確拠からすると、多少問題があるかもしれないが、(意識主体のいかにかわらまい)‘事実’のレヴェルを、この議論が要請している、と理解してみよう。

《ここで我々が着てみたいのは、……(中略)……行為当事者と(核的)行為者とは、かならずしも一致するものではない、ということである。……(中略)……発話に関して言えば、発話当事者と(核的)発話者とは、ときにズレをきたすことがある……》《ここで我々は、上記の如きズレを有した行為を、偏人称行為と呼んでおくことができる。(その特殊ケースが、偏人称発話である。》(830-831頁)

ここで偏人称と言われていることの実態は、私の言ひ方で言えば、心的な自己了解にかかわる病理もしくは異状のようなものである。宮台氏は、《分裂症の被作為体験、幻聴、憑依、託宣、自動筆記など》(831頁)を例にあげている。さらに定義を拾って行く。

《偏人称発話： (意識主体の了解に於て)核的行為者と行為当事者とがズレを生じている発話

非人称発話： 偏人称発話のなかで、(意識主体の了解に於て)、行為当事者(発話当事者)として特定の人称(1/2/3人称)を取り得ない発話。》(859頁)

《発話の認知的(規範的)汎人称性：

発話の中に表明された認知的(規範的)予料を注意の人称(=第三者)に帰属し得ることについての・意識主体の認知的予料、が存在すること。》(879頁)*

* 879頁のこの定義は、もともと2つの独立した定義として掲げられているが、スペースを考慮してひとつにまとめた。

《汎人称性》の定義にあらわれている《認知的予料》《規範的予料》は、Luhmann が『法社会学』で用いているのと同じ概念である。

《主張された・発話の認知的(規範的)汎人称性(・の了解)：

発話の中に表明された認知的(規範的)予料を注意の人称(=第三者)に帰属し得ることについての・発話当事者の認知的予料が存在すること、を意識主体が認知的に予料していること。》

(886-887頁)*

* 886-887頁の定義も、879頁の定義の場合と同様である。

《発話の奪人称性：

発話の中に表明された認知的/規範的予料をどの特定の人称にも帰属し得ないことについての・意識主体の認知的予料が存在すること。》(955頁)*

* さらに、《ある発話を〈奪人称化〉させる性能を、〈奪人称化能〉と呼ぶ》同、という(4962頁)。

《発話の特定人称性：

発話の中に表明された認知的/規範的予料を、取る特定の人称に帰属し得ることについての・意識主体の認知的な予料が存在

すること。》(988頁)

宮台論文において大膽に採られた人称論的な諸概念は、以上でもれなくあつめられたと思う。

非人称(《偏人称》)にかわって、《法規叢論》で中心的な役割を担う概念は、《汎人称》《奪人称》の2つである。前者(《発話の汎人称性》)は、発話の内容的な普遍性を、人称論的に規定するための概念である、とみられる。たとえば、《昨日、田中角栄元首相が東京地方検察庁に起訴された》《直角3角形の斜辺の2乗は、他の2辺の2乗の和に等しい》(880頁)などの、事実に関する発話、真理に関する発話は、《発話の認知的汎人称性》によって特質づけられる。また、《右の首を死刑に処す》(881頁)などの発話は、効力をもつためには「開廷中の法廷」などのような脈絡が必要であるが、かくして「判決」たらしめられる発話の形式的な本質条件を、《発話の規範的汎人称性》と叫ぶのだ、という。

これに対して、後者(《発話の奪人称性》)は、形式的に定義をみるならば、前者(《汎人称性》)の否定であるとしか考えられぬが、機能的にはそうではない。《〈予料の奪人称性〉……は、或る条件の下では、容易に〈予料の汎人称性〉……と、等価な機能を示すようになる》(939頁)からである。《敗人称》の概念は、法の発達を論定する場合、《法規叢論》では軸になる働きを演じる。

人称論的な諸前提についての紹介をおえたので、つぎに、宮台論文が法的な諸概念をどのように規定しているかを、ひととまりみなければならぬ。

《 法: 特定の(範疇の)行為に対する規範的予料を任意の人称(=第三者)に帰属し得ることについての・社会の大半の個体による・認知的予料。》(890頁)

宮台氏自身もことわっているように、この規定は基本的に、Luhmannの線に沿うものである。また、この定義から明らかなように、(当該社会における)《法》は、その内容的な普遍性にもとがいて、本質的に《汎人称性》を帯びるものなのである。

《 法システム: ある社会に於ける、法の集合。》(908頁)

《 法的発話: 法に対する個別的な違背や(法的正当性をめぐる)個別的な紛争に対処してなされる、社会空間内の大半の個体に対して〈発話の汎人称性〉を、事前的/事後的に確保された・個別的な言説の行使。》(909頁)

《法的発話》とは、いわゆる「判決」(あるいはより広く、司法過程における言説)のことであろうが、これがLuhmann法理論の11みでの「学習」概念によって定義されている点が、注目されよう。上記909頁の定義は、その人称論的な書きかえである。

《 法的裁定: 法に対する個別的な違背や法的正当性をめぐる個別的紛争に対処してなされる発話で、その内に表明された(認知的/規範的)予料・に対する学習が、任意の人称によって規範的に予料されていることについての、社会空間内の大半の個体の認知的予料が存在しているもの。

裁定手続き: 〈法的裁定〉が効力するために要請される(一定の仕事や特定の人称などの)脈絡の総体。》(948-949頁)

《 法テキスト: 判決(=法的裁定)の導出に際して言及される(ことが法となった)テキスト。》(981頁)

このほかに、重要な定義をいくつか抜きだしておく:

《〈法テキスト〉の部分品……を法律と呼ぼう》(1022頁)

《(法現象の中核たる)〈法的発話〉の種族装置の、当該社会に於ける総体として、〈法〉——身は広義の法——と呼ぶことにしよう。》(1014頁)

さて、以上の諸概念を用いて、宮台論文は法現象の論定に立ち向かう。これは、《法現象の中核を行為の人称論的視角から捉える作業》(1048頁)にほかならぬ。

第4章《法規叢論》の中心をなし、分量のうえでも過半におよぶのは、その第4節である。ここに宮台氏は、基本的にはLuhmannによりながら、《原初的な法》/《高文化の法》/《実定法》へと展開する《法制的変遷》を考察する。そして、《様々な社会に於ける法現象の種差は、〈法的発話〉の種族戦略

の差異として、描き出されることになる。》(1013頁) これは定義上、発話の河人稱性に関わる言説技術の展開であることは、明らかだ。

宮台論文の論述を、追ってみよう。

まず描かれる、最も単純な社会の法は、《原初的な社会》の《原初的な法》である。

《我々は、ここで、法的な度量・紛争に対処する法的発話を、任意の人称(=役割的定在)が分掌しうるような社会——従って「裁定」という特定の手続きや「裁定者」なる特定の人称を要しない社会——を、原初的な社会と呼び、そこに通用する法を、原初的な法と呼ぶことにしよう。》(923-924頁)

人類社会における親族組織の普遍性を考えるとき、ここで主張されるように、《裁定》や《裁定者》(私の用語では、司法=権力)を欠いた社会が《経験的には……山ほど存在する》(926頁)かどうかは疑問が残るとしても、理想型としては、この規定は妥当だと考えよう。この段階で一般的な法現象は、《血誓》であるとされる。それは、誰でも自力で法を担ってよいからなのだが、ぎゃくに、《社会空間内のどの人称も法的言説》を担い切れぬような場合……に、敢えて《法的言説》を社会空間にもたらすための、ひとりの装置として》(940頁)、宮台氏は《呪術》に注目する。

つぎの段階の法は、《高文化の法》である。《原初的な社会》以後の社会では、《特殊利害の複雑な分岐が生じ、社会空間内のある1点(特定の人称)から共同利害の全体像をクリアに見透すことが出来にくい》(954頁)。そこで、《尊人稱化のメカニズム》を有する《裁定手続き》が、出現してくる。

《我々は、ここで Luhmann の用語に倣って、裁定手続きを分離した段階の法——しかもいまだに法手続きを分離していないもの——を、高文化の法と呼びせていただく。》(958頁)

この初期の段階で、注目されるのは、《(王権と結合した)呪巫》であり、《ト占》である。このふたつの《裁定手続き》は、いずれも、《一種の、発話の尊人稱化を行なうメカニズムである。》(969頁) 《呪巫》の発話は《典型的な非人称発話》(961頁)であるがゆえに、また、《ト占者の発話》の場合には、その《予測不可能性への信奉》(969頁)のゆえに、尊人稱化が可能となってい

る。

やがて《高文化の法》は、《“法は法的裁定”を向束する”という明確な観念——全成員に共有された認知的予料——の成立》によって、より高度な段階へすすむ(《法の第1の転回》)。ここで《社会が取り得る戦略は、現実に幾つか存在した。》(976頁)

《まず第1は、法の社会的な不均衡状態……に対応して、社会空間の限られた範囲にしか効力をもたない裁定手続き》を、社会空間のどこかしこに個別的に散在させる、という戦略である。このような戦略は、政治システムが家長的家政の形式を取り、家(オイコス)と家経済(エコノミー)の範囲内で作動する社会で取られた。》(977頁)

《……第2は、宗教によって、社会の中にまだらに存在している法(慣習規範)をば「神聖な法」として統合してしまうやり方だ。》(978頁)

《第3は、……法(慣習規範)と裁判規範の間に、一定の分離を(明確に)帯ち込んではしまうやり方だ。》(978頁)

第1、第2の場合には、《その判決は、全成員が共通に伝承している法(家法/神聖な法)のみに基づいて導出されたかのように、見做され得るから》、《判決は、自動的に「発話の河人稱性」を……保障される。》(980頁) だが、第3の場合には、《判決は「法テキスト」に言及することで、判決たるに必要なく発話の河人稱性」を確保する。》(982頁) 《……判決は、この「法テキスト」に対して、独特の形で言及するものであることにより、「法テキスト」の人称論的な特徴を「手付けずのまま保存するもののように、(意識主体に対して)立ち現われる》から、である。その秘密は、宮台氏によれば、法的推論を支える《形式論理》の人称論的な特質にある。

《……ある言説の変換が、元の言説に固有の人称論的構造(特に・河人稱性/尊人稱性/特定人称性の対立)を保存することが、社会現象によって保障されている場合・この変換規則を「形式論理」と呼んで置く》(988頁)

《……結論として、高文化の法段階における、法的発話の構成戦略は、(多くの場合)、尊人稱化能を有した裁定手続きによる尊人稱的な法的裁定・の生産ということになる。》(999頁)

法の発達の第3の段階は、《裁定法》の段階である。《(高度な)高文化の

法」は、《法の第2の転回》を経過して、この段階へ達する。

《〈法テキスト〉の(内容的に)自由な改変(含・削除・創造)可能性が、合法的な(=〈法テキスト〉に肯定的に言及された)改変手続きによって保障された法段階を、〈実定法〉段階、と呼ぶ。》(1001頁)

この規定は、本質的に言って、Luhmann のものをそっくり踏襲している。《実定法》を人称論的に考察したのち、宮台論文は次のように結論する。

《〈実定法〉における〈法的発話〉の構成戦略は、基本的なラインで、〈高度な高文化の法〉におけるそれを、殆んどまるごと引き継いでいる。》(1028頁)

もちろん《法の支配》(のイデオロギ―)が貫徹する《実定法》下の社会空間は、《人称的な中心を失な》(1025頁)であり、そのかわりに制度的な手続きが優位を占めている。そこで、たとえば《投票制は……決定・の中に表明された規範的予料と・どの特定の人称にも帰属し得ないものであること・についての認知的予料、を状況にもたらす性能——奪人稱化能——を有している》(1041頁)という具合に、新たな装置がいくつつけ加わっている、と指摘される。

以上のように法判史的展開を奪人稱化のメカニズムの変貌として読みとく作業は、それ自身、正当な試みであり、また、かなりの程度まで成功している、と言えるであろう。私は、その論旨の大局に、賛成したい。

そのうえで、私が、宮台論文における《法規範論》について呈示した11疑問とは、つぎの根本的な問いである：法現象(ないし、法的言説を有効たらしめる権力現象)は、基本的に言って、社会空間の全域に広がる(グローバルな)現象であるのに、それを、奪人稱というような人称論的な、局所的な(ローカルな)概念で把握することは、適当であるか? 奪人稱性が法的発話に不可分につきしたがうものであっても、それは法現象の本態そのものではなく、法現象の付随的な一様相、法を効果するための媒介的な一機能にしかすぎないのではなからうか? もしもそうであるとするなら、人称論的な論理構成員にもとづく《法規範論》では不十分であって、法現象を正面から論じるためには、また別個に、全域的なロジックを装備した法理論が、要請されるのではあるまいか? ——この問いを、私は《法規範論》における Core Problem (中

核的問い)とする。

かつて私は、法現象の初発を“非人称による発話”として発見的に定式化しようとする、人称論的アフォーキをとった(橋爪[1978][1981])。そこで展開した議論が(宮台論文による徹底した批判を許すほど不十分なものではあるけれども)基本において誤謬におかされていたとは、今日でも思わない。ただ上述の中核的問いに次第に自覚的になるにつれ、私はかつてほど、“非人称発話”に力点をみかなくなつたのである*。

* 非人称発話によって法を規定する着眼は、宮台論文が指摘しているのはちがって、廣松氏の所論に融発されたようなものでは全然なく、むしろ吉本隆明氏の『変回幻想論』にのみ負っている。したがって、“非人称発話”からのこの離隔は、法理論において、吉本氏の発想の圏域とはなれることをいみするのかもしれない。

社会空間の全域にわたる規範的な現象を、それ自体積極的に論定しようとするれば、Hart の“rule”の概念などは、たとえばとても有利である。ルール(ないしその裏腹としてのゲーム)の概念は、全域に成立する秩序を積極的に指定しえよう。こうして私は、Hartの法理論へと、より一層の関心をかきたてられている。

法規範のような、社会空間が本質的に捉える規範的構造(normative structure)——Dunkeim の言ういみでの、社会学の固有の対象——と積極的に論定するものとしては、いまのところ“ルール”の概念しかない、と私は思う。ルール概念にもとづく法理論を、私は現在試作中であるが、この立場からすると、宮台論文における《法規範論》は、法の「現象学」である、と映る。《法規範論》が、法を、言表における奪人稱化のメカニズムとして本質規定するとするれば、それは「行き過ぎ」であると言わざるをえないが、それでも、local な法の構相を扱う《法規範論》=法の「現象学」と、global なロジックを内蔵する、法のゲーム理論とは、決して互いに相矛盾するものではない点に、注意しなければならぬ。

宮台氏の《法規範論》は、Luhmann の規範的予料の理論を、広く援用している。Luhmann の予料理論は、それ自身(予料という心的過程をモデル化していることから明らかによつて) local な現象に基礎をおいているが、学習

という客観的な(操作・観察可能な)概念と接合することで、全域的反義論へと遷移していくように組まれている。宮台論文の場合には、その意識主体相関主義の観点から、この遷移を阻止するように働いている。従って、《法規範論》は、法規範に関わる経験的=人称論的真実(のみ)を指す、という限界のうちにおしとどめられる。

Luhmann の議論が、果たして社会空間に規範的構造(normative structure)が存することを、積極的に論定(うる構造を弄っているか否かは、興味ある問題である。

Luhmann の場合、まずあらかじめ、認知/規範という範疇区分があって、そのもとではじめて2種類の予料(認知的予料/規範的予料)が成立する、という議論なのであるのか? 素直には、たしかにこのように読めるであろう。とすると、Luhmann の議論のこの部分においては、(Hofmann の場合と同様に)規範的構造そのものを積極的に論定する性能は期待できなくなる。規範的予料の存在は、抗違背的な行動の恒常性(学習の不在)において観察・検証可能であるとしても、かかる恒常性(規範)の根拠やその由来を明らかにするものではないからである。*

* もちろんここでは Parsons の議論のように、規範の由来を、'社会化'の概念によって、すべて real time な相互規定作用の側に直接求めてしまうとするならば、息かである(→ p.16f)。

規範的予料というタイプの行動様式の存在を承認すると、規範の存在とは、かかる諸々の規範的予料が布置する様相——たとえば、社会空間内の大半の個体にわけもたれている、とか——といった、事実問題として残留してくる。(宮台論文の概念構成が、その経緯を示している。) Luhmann はこの事実問題を解決する部門として、彼のシステム理論を充てているようであるが、これが社会空間の規範的構造に迫る議論となるかどうかは、(宮台論文の擁護にもかかわらず)慎重な検討を要すると思われる。

さしごに、人称論ないし行為論といった local な領域の議論と、法的規範のような global な領域の議論との関係について、考え直してみよう。

ある議論が、local な現象を論定したとしても、空間の内部でそれら local

な現象を topological に配列している編成原理にもとづく解析学的手法(analytical method)——いわば、空間の積分学——がないと、これを空間の全域にわたる可視的な形象(たとえば、可視的な法)に変換することができない。理論経済学が問題とした、経済的な空間においては、ユークリッド的な計量空間との同型(isomorphism)が幸くも成立したために、物理学の場合に異をとった、かかる解析学的手法(集計手続き)が存在しえたのは、周知のことである。しかし、Parsons が素朴な憧憬を表明したのとは相違して、社会空間はどのような単純な空間との同型を幸直に望みえない。その理由は、たんに変数が計量的(measurable)でない、というようになまやさしいものではなくて、社会空間が、規範的構造をとなえているという点で、単純な計量空間とは異なっている、という点である。

ここでなにも理論的な努力を継続するとすれば、それは独創にまつしかない。ひとつの可能性は、(複雑な)規範的構造を(おそらく)生成する(とみこまれる)、なるべく単純な local な規範的概念をたて、それらを公理的な前提として、議論の再構成をはかることである。私の“記号空間論”における、〈性〉、〈言語〉、〈権力〉、といった間身体的な作用力は、こうした local な規範的作用の概念化にほかならない。

法的規範論(もしくは権力論)の課題とは、このような local な概念を、全域にわたる制度的な形象へと変換する、解析学的手法を樹立することではないだろうか。私もこの方向で、作業をしたのだが、すでに十分な足場を固められた宮台氏の、今後の動向に、期待をもち、注目している。(了—72夜)